

## 令和4年4月20日までに届出直しが必要となる主な施設基準

令和4年度診療報酬改定により施設基準が改正された**下記の診療報酬を令和4年4月1日以降引き続き算定する場合は届出直しが必要**です。改正後の告示・通知を確認のうえ、**令和4年4月20日（必着）**までに関東信越厚生局新潟事務所あてに届出をお願いします。

### (1) 基本診療料

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準（旧 オンライン診療料）
- 機能強化加算
- 歯科診療特別対応連携加算
- 感染対策向上加算1・感染対策向上加算2（旧 感染防止対策加算）
- 後発医薬品使用体制加算1・後発医薬品使用体制加算2  
後発医薬品使用体制加算3

### (2) 特掲診療料

- 小児かかりつけ診療料1・小児かかりつけ診療料2
- がんゲノムプロファイリング検査
- BRCA1/2遺伝子検査（令和4年4月1日以降に前立腺癌患者に対して「1」腫瘍細胞を検体とするものを算定する場合又は令和4年4月1日以降に前立腺癌患者若しくは膀胱癌患者に対して「2」血液を検体とするものを算定する場合に限る。
- 血流予備量比コンピューター断層撮影
- 外来後発医薬品使用体制加算1・外来後発医薬品使用体制加算2  
外来後発医薬品使用体制加算3
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術

- ☆ 届出様式は関東信越厚生局のホームページからダウンロードすることができます。
- ☆ **注意が必要な主な施設基準のみ記載**しています。診療報酬改定により新しく設けられた施設基準を令和4年4月1日から算定する場合も令和4年4月20日までに届出が必要です。具体的な施設基準は、告示・通知や関東信越厚生局のホームページをご確認ください。
- ☆ 窓口へ提出することも可能ですが、コロナウイルス感染症等の感染症予防の観点から郵送での届出をお願いします。

提出・照会先：〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階  
関東信越厚生局 新潟事務所 審査課  
TEL 025-364-1847